

旅客船事業を営む皆さまへ

令和6年10月1日より

船客傷害賠償責任保険の 賠償限度額の引き上げ、締結内容の公表 が義務付けられます

1

改正の内容

旅客船事業者が講ずべき賠償限度額

船舶の運航により生じた
旅客の生命又は身体の損害を受けた
旅客定員1人あたりの賠償限度額

改正前: 3,000万円以上

改正後

1億円以上

5,000万円以上

許可事業者

届出事業者

（一般旅客定期航路事業者
旅客不定期航路事業者）

（人の運送をする
貨物定期航路事業者
人の運送をする
不定期航路事業者）

加入している船客傷害賠償責任保険に
関する内容を公表すること

運送約款に明記

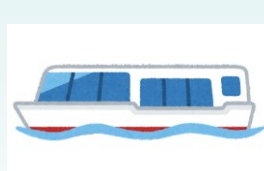


（保険契約）
第〇条 …、当該船舶の定員1人につき、てん補する額の限度額を1億円（5,000万円）以上とすることをその内容に含む保険契約又は共済契約に加入しています。

公表



営業所
待合所



船舶



ホームページ

令和6年10月1日より施行

令和6年10月1日以降に締結される船客傷害賠償責任保険について適用されることとなります。

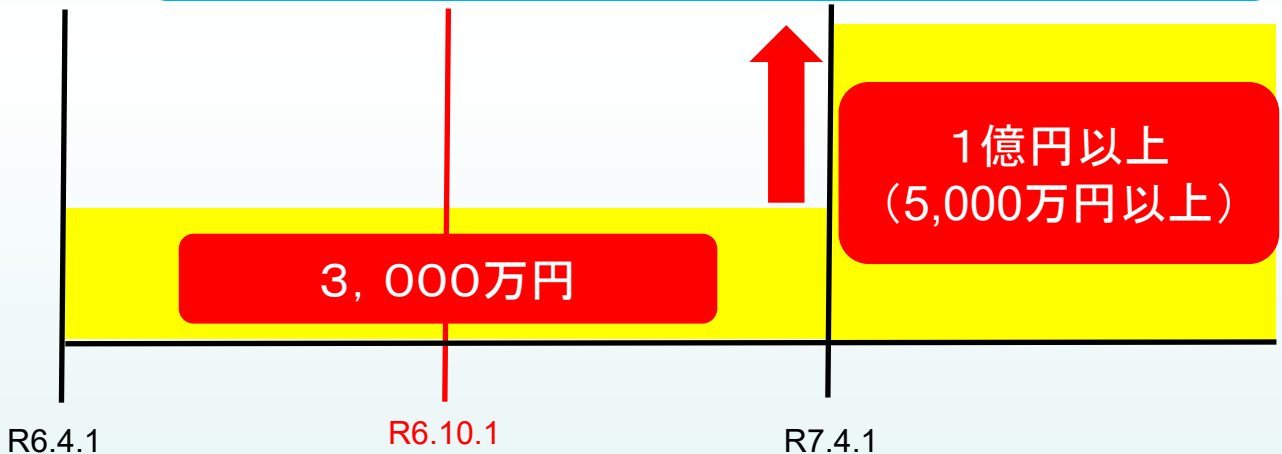
※ 令和6年9月30日以前に締結された契約については、**次回更新時**から賠償限度額の**引き上げ**を行ってください。

許可事業者：**1億円以上**（旅客定員1人あたり）

届出事業者：**5,000万円以上**（旅客定員1人あたり）

例

R6.4.1～R7.3.31を保険期間とする保険契約（3,000万円）を締結している場合、保険期間が満了するR7.4.1以降の保険契約の締結時には、賠償限度額を1億円（5,000万円）以上としてください。



3

問合せ先



4

ご参考



特設ページ